

指定管理施設評価 年間評価シート 令和6年度評価 (令和7年度実施)

1. 施設概要

Table with 4 columns: 施設名, 所在地, 指定管理者, 指定管理者所在地, 施設分類, 施設管理型, 指定期間, 主な業務内容, 利用料金制, 施設所管課, 電話. Includes details for 三田市自転車等駐車場, 三田市新三田駅前駐車場, 三田市藍本駅前駐車場.

2. 指標

Table with 4 columns: 指標項目, 内容, R6年度, R5年度, R4年度. Includes 施設の設置目的, 管理運営における基本理念, and evaluation metrics for 使用料収入 and 利用者の満足度.

3. 管理運営状況

Table with 6 columns: 項目, 詳細, 現指定管理者 R6年度, 現指定管理者 R5年度, 現指定管理者 R4年度. Includes 施設利用状況 and 指定管理者の収支状況.

Table with 4 columns: 利用者満足度調査結果, 実施時期, 回答数, 主な調査内容及び満足度 (普通以上の割合). Includes data for 令和7年1月 with 130 responses.

(P2：評価内容)

指定管理者制度モニタリング【様式3】

指定管理施設評価 年間評価シート

令和6年度評価 (令和7年度実施)

施設名	三田市自転車等駐車場、三田市新三田駅前駐車場、三田市藍本駅前駐車場	施設分類	施設管理型
指定管理者	公益社団法人 三田市シルバー人材センター	施設所管課	都市整備部管理課

4. 各項目における評価内容

評価の観点	評価項目	項目区分	指定管理者セルフ評価	市評価
I.基本的なサービスの提供	(1)施設運営に係る協定事項の遵守	適正管理	3 適正	3 適正
	(2)利用者の安全確保	サービス効果	4 やや優れている	3 標準
	(3)利用承認、案内等の対応と接遇	サービス効果	4 やや優れている	3 標準
	(4)市、関係団体、地域等との連絡調整	サービス効果	5 優れている	4 やや優れている
	(5)施設の目的に沿ったサービスの提供	サービス効果	4 やや優れている	3 標準
	(6)目標の達成度	サービス効果	3 標準	3 標準
II.施設の管理	(1)施設の適正管理	適正管理	3 適正	3 適正
	(2)収納・文書・備品の適正管理	適正管理	3 適正	3 適正
	(3)清掃・衛生管理・警備	適正管理	3 適正	3 適正
	(4)指定管理者が行う修繕	サービス効果	5 優れている	4 やや優れている
	(5)コスト削減、環境配慮の取り組み	サービス効果	3 標準	3 標準
IV.満足度向上への取り組み	(1)苦情等への対応	サービス効果	4 やや優れている	3 標準
	(2)利用者獲得及び収入増加に向けた取り組み	サービス効果	3 標準	3 標準
	(3)利用者ニーズに応じた改善	サービス効果	3 標準	3 標準
	(4)利用者の満足度	サービス効果	3 標準	3 標準
(得点率＝評価項目の評点の合計÷満点×100)			得点率	70%
			総合評価	A

項目区分	評価区分
適正管理【3段階】	5 優れている
	4 やや優れている
3 適正	3 標準
	2 課題有
2 課題有	2 やや劣っている
	1 要改善
1 要改善	1 劣っている

該当しない評価項目は斜線表示とする



得点率	→	総合評価
概ね80%以上 ※	→	S 優良
概ね70%以上 ※	→	A 良好
概ね60%以上 ※	→	B 標準
概ね50%以上	→	C 要努力
概ね50%未満	→	D 要改善

※評価項目に1つでも1の評価がある場合は、C以下とする

5. 総評

指定管理者による所見
<ul style="list-style-type: none"> ・利用マナーに対しての苦情の多い駐輪場への対策として、啓発看板を設置しマナー向上に努めた。(南ウッディタウン駅、フワータウン駅、横山駅) ・新三田駅前駐車場、三田駅前地下駐輪場設備等の経年劣化による最低限の修繕は行っているが、今後も市と協議、調整を行っていく必要がある。 ・三田駅前北側駐輪場において、自動二輪の利用が増えてきており、駐輪スペースの見直しを検討する必要がある。
市による所見
<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のマナー向上に向け、適時啓発看板の設置等を行った。 ・各設備の保守において、市や保守業者からの指摘事項(消防点検など)に適切に対応している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に比べて全体の利用台数が減少している状況を受け、利用台数の減少が周辺での放置自転車の増加に繋がっていないかなど状況を把握する必要がある。 ・道路交通法の改正により、原付一種の区分の変更によりサイズが大きくなるため、今後の状況に応じた対策を検討する。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の自転車等放置禁止区域での放置自転車への警告札の取り付けや車両の撤去を引き続き行っていく。特にフワータウンの商業施設「フローラ88」の閉店に伴う駐輪スペースの減少により、利用者のマナー意識が低くなっているため、長期放置自転車の撤去などの対策強化を指定管理者と連携する。 ・設備の経年劣化による故障等に対し、指定管理者とのリスク分担による都度修繕を行い、指定管理者と緊密な連携を行うことで施設の適切な維持管理を図る。